平成２８年（フ）第８８号
静岡県沼津市大岡294番地　ファミール慧昭Ｄ－３、前住所静岡県沼津市大岡1172番地の１
破産者　小嶋　朱美
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１３号
愛知県半田市宮本町５丁目313番地の７　メゾンシャトル101号
破産者　山本　英朗
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０２号
名古屋市中区栄３丁目11番５号　栄マンションＳ棟918号
破産者　いのうえ接骨院こと　井上　浩司
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
京都府京丹後市大宮町口大野199番地、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市大宮町口大野563番地の21
破産者　白江　秀行
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第６１号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番14―205号、従前の住所兵庫県尼崎市大島１丁目44番７―502号
破産者　尾脇　大誉
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
和歌山市松江中３丁目８番45号　レオパレスアンジュ201号室
破産者　大内　和視
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
和歌山市船所155番地１　紀ノ国マンション18号
破産者　小原　　豊（旧姓佐々木）
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８５号
和歌山市布施屋883番地７　メゾン高積106号
破産者　林　　純治
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
大分市大字杉原699番地の145
破産者　松本　恵理
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
北海道広尾郡広尾町西３条10丁目12番地　グループホーム広尾ふれあいハウス２、開始決定時の住民票上の住所北海道十勝郡浦幌町字直別350番地７
破産者　田中　忠志
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７６１号
仙台市青葉区米ケ袋１丁目３番10―201号
破産者　小出　良子
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
福島市荒井字苗代添43番地　県住10―303、開始決定時の住所福島市飯坂町字愛宕前20―１　斎藤方
破産者　藤村　　忠（旧姓船曳）
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５５４号
神奈川県平塚市大神1842番地の１　ドエル湘南Ｂ102号
破産者　佐々木直也
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５５号
神奈川県平塚市大神1842番地の１　ドエル湘南Ｂ102号
破産者　佐々木礼子
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６２号
横浜市中区本町３―24　本町中央ビル1004号室、住民票上の住所埼玉県本庄市銀座２丁目12番20号
破産者　田中　　聡
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７号
石川県加賀市山代温泉14―67　サンベール105号室、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉北部１丁目136番地
破産者　林　　時子
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３８１号
岐阜県瑞穂市馬場前畑町２丁目100番地、前住所山口県宇部市大字中野開作455番地５　福荘アパート202号
破産者　原　　由美
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所